

諮問日：平成28年3月25日（平成27年度（最情）諮問第32号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（最情）答申第20号）

件名：司法試験受験資格による司法修習生採用者数の内訳が分かる文書等の不開示判断（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

次の各文書（以下、まとめて「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書をいずれも作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

文書1 第69期司法修習における「司法試験受験資格による司法修習生採用者数の内訳」が分かる文書

文書2 予備試験資格者の年齢分布（第69期）

文書3 第69期司法修習生における「予備試験資格者の最終学歴」が分かる文書

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年2月8日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書に係る第68期司法修習までの情報を記載した資料は、第15回法曹養成制度改革顧問会議に提出されており、いずれも司法修習の在り方及び司法試験予備試験の在り方を考える上で参考となる有用な資料である。

法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）は平成27年7月

をもって終了したが、法曹養成制度改革連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）が新たに設置され、法務省と文部科学省による連絡協議体制が継続しており、その体制においても、司法修習の在り方及び司法試験予備試験の在り方が協議の対象になると見込まれ、第69期司法修習に関して顧問会議提出資料と同様の資料を参考に供する必要性は存続していると考えられる。そうであれば、参考に供する準備としてこれを最高裁判所が作成又は取得していないとは考えにくい。

特に司法修習の在り方については、最高裁判所内部においても検討すべき重要なテーマであると考えられるから、外部の検討・協議機関の要請にかかわらず、最高裁判所内部で検討資料として本件各開示申出文書を作成又は取得しているのは当然と考えられる。

したがって、本件各開示申出文書につき、最高裁判所において探索及び精査が十分にされていない可能性がある。

文書として作成又は取得していないとしても、情報として取得していないとは一層考えにくいから、情報として取得しているのであれば、取扱要綱記第10の2により、情報の提供による開示を実施すべきである。

#### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、次のとおりである。

- 1 本件各開示申出文書は、最高裁判所の司法行政事務に用い、又は用いることが予定されていないことから、作成していない。
- 2 平成26年度（第68期）司法修習生までの司法修習生に関し、平成27年1月27日に開催された顧問会議（第15回）の配付資料のうち、資料8-1「司法試験受験資格による司法修習生採用者数の内訳」、同8-2「予備試験資格者の年齢分布（第68期）」及び同8-3「予備試験資格者の最終学歴」（以下、これらを併せて「顧問会議資料」という。）が作成されている。これは、内閣官房に設置された法曹養成制度改革推進室から、顧問会議における議

論や検討において必要であるとして、最高裁判所に対し、平成26年度（第68期）司法修習生までの司法修習生に関する顧問会議資料に相当する文書の作成、送付の依頼があったことから、最高裁判所が、これに応じて、顧問会議資料に相当する各文書を作成し、法曹養成制度改革推進室に送付したものである。

これに対し、これまでのところ、平成27年度（第69期）司法修習生に関し、顧問会議資料に相当する各文書について、他の機関からその作成の依頼を受けていないことから、最高裁判所においても、作成していない。

3 したがって、本件各開示申出文書について不開示とした原判断は相当である。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年3月25日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年5月11日 審議
- ④ 同年6月22日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

1 本件各開示申出文書は、第69期司法修習生に係る文書1から文書3までの各文書であるところ、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書をいずれも作成又は取得していないと説明しているから、その存否について検討する。

2 最高裁判所事務総長は、第68期司法修習生までの司法修習生に係る本件各開示申出文書の内容に相当する文書については、顧問会議資料とするため、法曹養成制度改革推進室からの作成及び送付の依頼があったことから、これらを作成していたが、第69期司法修習生に係るものについては、いずれの機関からもその作成の依頼を受けていないため、作成していないと説明する。

そこで、当委員会庶務に調査させたところ、顧問会議は、第23回（平成27年6月30日開催）まで開催されているものの、第68期司法修習生に係る顧問会議資料が資料として配布された第15回（同年1月27日開催）の後、

本件各開示申出文書が資料として配布されたことはないことが確認された。また、顧問会議の設置期限満了後に設置された連絡協議会においても、本件各開示申出文書が資料として配布されたことがないことが確認された。

以上によれば、いずれの機関からも本件各開示申出文書の作成の依頼を受けていないとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はないと認められる。

3 また、最高裁判所において、本件各開示申出文書を作成し、使用しなければならない具体的な事情も見当たらない。苦情申出人は、司法修習の在り方は、最高裁判所内部で検討すべき重要なテーマであり、その検討の資料として本件各開示申出文書を作成し、又は取得しているのは当然である旨主張するが、そのような事情をもってしても、本件各開示申出文書の存在を推認することはできない。

4 以上を総合すると、最高裁判所においては、本件各開示申出文書を作成し、又は取得をしていないと認められる。

なお、苦情申出人は、本件各開示申出文書の内容に係る情報を保有しているのであれば、取扱要綱記第10の2に定める「情報の提供」をすべきである旨主張するが、上記の「情報の提供」は、開示の申出があった司法行政文書が存在することを前提として、その開示より情報の提供をする方が開示申出人の目的に沿うと認められる場合に行われるものであるから、開示の申出があった司法行政文書である本件各開示申出文書が存在しない本件においては、対象とならない。

5 以上のとおりであるから、本件各開示申出文書をいずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においてこれらを保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人